

環 境 委 員 会 資 料

平成 26 年 8 月 27 日

【所管事務の調査（報告）】

「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果について

資料 「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果について  
(環境局)

環 境 局

# 「川崎再生フロンティアプラン」 第3期実行計画実施結果について（環境局）

## 1 趣旨

「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果として、環境局の施策評価結果を取りまとめました。

## 2 「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画実施結果（概要）

### 1 政策体系に位置付けられた施策課題の実施結果

第3期実行計画に位置付けられている242の施策課題（再掲の19課題を除く。）のうち、環境局が所管する施策課題は21課題あり、それらについて、実行計画期間における施策の推進状況の評価を行った結果、どの施策課題も、「施策の目標」の実現に向け、新たな課題や残された課題等はあるが、施策は概ね順調に推進したという評価となりました。

表1 達成状況区分別 施策課題数と構成比（環境局）

評価区分	内 容			施策課題数	構成比(%)
A  【施策が順調に推進したもの】	I	●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等ではなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合		0	0
	II	●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現を阻害するようなものではなく、今後も現在の取組の継続又は一部改善により対応できる場合		21	100
B  【施策が一定程度推進したもの】	●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合 ●施策課題の配下の主要な事務事業で、新たな課題等があり目標を下回ることなどにより、課題解決が一定程度に留まり取組の見直しが必要な場合			0	0
C  【施策が推進していないもの】	●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合 ●施策課題を構成する主要な事務事業が、新たな課題の出現により大幅に遅れ、または、対応困難なものとなるなど目標を大きく下回ることとなり、施策課題の解決に向け停滞している場合			0	0
合 計				21	

## 2 主な施策の実施結果について

- (1) 【地球環境配慮の推進】・・・・・・・・・・・・<冊子(2) : (6 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (2) 【環境分野におけるエネルギー施策の推進】・・・・<冊子(2) : (10 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (3) 【資源物の分別収集の推進】・・・・・・・・・・・・<冊子(2) : (16 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (4) 【計画的・科学的環境施策の推進】・・・・・・・・<冊子(2) : (26 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (5) 【環境技術を活かした国際貢献の推進】・・・・<冊子(2) : (28 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (6) 【大気環境等改善対策の推進】・・・・・・・・<冊子(2) : (34 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (7) 【廃棄物の収集・運搬】・・・・・・・・・・・・<冊子(2) : (44 頁) > **施策評価結果 : A II**
- (8) 【廃棄物処理施設の整備】・・・・・・・・・・・・<冊子(2) : (48 頁) > **施策評価結果 : A II**